

東文工健発第86号
令和5年6月9日

事業主様

東京文具工業健康保険組合
理事長 宮本 彰
(公印省略)

健康保険資格取得届へのマイナンバーの記載等について

時下、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

平素より、当組合の事業運営につきまして、ご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、令和5年5月31日付で、健康保険法施行規則等の一部を改正する省令が公布され、令和5年6月1日より施行されることとなりました。

改正省令の内容等については、下記のとおりとなりますので、被保険者及び被扶養者の皆様へご周知のほどよろしくお願いいたします。

記

1. 改正の内容について

- (1) 事業主は、資格取得の事実があった日から5日以内にマイナンバーを記載した「健康保険資格取得届」を健康保険組合へ提出することが義務づけられることとなります。
- (2) マイナンバーと健康保険資格の正確な紐づけのため、「健康保険資格取得届」・「健康保険被扶養者異動届」には住民票に記載されている5情報（漢字氏名・カナ氏名・生年月日・性別・住所）をご記入いただくこととなります。

2. 改正の留意点について

届出時に新生児等の理由によりマイナンバーの記載ができない場合でも、後日、マイナンバー報告書により、マイナンバーの届出が必要となります。

3. マイナンバー未登録者リストの送付について

今後、健康保険証とマイナンバーの紐づけについては、正確なマイナンバーの登録が必要となるため、令和5年5月分保険料等納入告知分（令和5年6月送付分）より、毎月1日時点でのマイナンバー未登録者リストを同封いたしますので、未登録者リストが届いた事業所様におかれましては、確認のうえ、すみやかに当組合へマイナンバーをお届けくださいますよう、お願いいたします。

4. 改正内容の周知について

改正の内容について、別紙のリーフレットにまとめましたので、ご参照ください。また、「マイナンバーカードを使用する際の医療機関での受診方法について」のリーフレットも同封いたしましたので、ご参照ください。

※ リーフレット記載のマイナポータルへの登録方法等については、当組合ではお答えいたしかねますので、マイナポータルのホームページ（<https://faq.myna.go.jp>）またはマイナンバー総合フリーダイヤル（0120-95-0178）へお問い合わせください。

東京文具工業健康保険組合
業務部 業務課 資格係
電話 03-3866-8141
ダイヤル番号「1」